

防研発企第151号
11. 5. 7
改正 防研発総第136号
16. 4. 1
改正 防研企第4号
21. 1. 7
改正 防研総第825号
23. 9. 1
改正 防研総第457号
27. 4. 10

企画室長
総務課長 殿
各部長
図書館長

防衛研究所長

調査研究に関する指針の作成及び見直しについて（通達）

防衛研究所の調査研究に関する達（平成11年防衛研究所達第1号）の施行に伴い、調査研究に関する指針の作成及び見直しについては、第6条に定められた目的を踏まえ、第7条及び第8条に定めるもののほか、その細部を下記のとおり通達する。

記

- 1 指針の作成及び見直しに際し、所長は、副所長、研究幹事、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）、特別研究官（政策シミュレーション担当）企画部企画調整課長及び研究調整官を召集し、指針案の検討を実施すること。

2 指針の作成及び見直しに係る起案は、企画部が実施すること。